

駅通情報

第7号

時 評

○ 第六号で、駅鈴について記述したところ、私が、師と仰ぐ小川常人先生から、「太宰府郊外で、天保年間偶然みつけた駅鈴があり、國體万博にも出品された旨」の御教示があった。私は、その返信の中で真贋の程について見解を求めたところ、先生から「果してその真贋いかがとは歴史に携わるものの当然です。私は、これを通日通信協会雑誌第七八一号(51.6.5)に紹介したが(中略)アメリカの博覧会に出展後は香として行方がわからぬとのこと。昔の事は、よく判らぬからこそよいのだ」と私は思う。

写本といい、景承三年銘の鏡といい、その他諸々判らぬからこそ、多くの人の心を魅するのだと思います。なにも、歴史のことに限りませんが、世の中には都合のよい歴史認識が強引に流行させられて、史実よりも利害が先行して……との御返事を頂いた。特に「……」部分は、金くもって名言である、感銘を受けた。

目 次

一 時 評	1
二 駅鈴は駅制初期の官使の証(下)	1
全国で本物はただ二つ	
三 特殊な形態の駅通を探る	3
法制上幻の施設「沐浴所・出湯所」(中)	
四 史料寄贈お礼	4

駅鈴は駅制初期の官使の証(下)

全国で本物はただ二つ

三、隠岐国の駅鈴について

前「(第六号)」において、大化の改新の駅制、駅鈴の使用目的等について記述したが、本稿では、「隠岐国の駅鈴」について記述することにした。

隠岐国造所長の八枝鈴は、現在、駅鈴として伝わる唯一のものであるが、この駅鈴には刻数はない(龜岡氏から贈られた模造の駅鈴にも刻数は刻まれていない)、この点についても古来、真贋を巡って論争が行われ、刻数が削まれていない、いる、との論から、また、この八枝鈴そのものの真贋についても同説が対立した。詳しく組

介する紙数はないが、駅論で有名な種畑雪湖氏は、駅論は、元々題数は割まれておらず駅論を交付するさい、その旨記載した太政官符を交付する、との説を称えている。これに対し坂本博士は反証を挙げてゐるが真相はわからず、今後の研究課題としてゐる。

高麗については諸論のあるところであるが、陸奥の八被鈴については、文献史料からは少なくとも駅制施行の最盛期に實際使用された駅鈴ではなく駅制衰退・崩壊期の令制によるもので、便宜的に使われたものか、そうでなければ模造品のいずれかであろうとしている。また、駅鈴は、駅使が京より地方に出て、使命を果して帰ってから二日以内に返さなければならぬ。また目的地に着いたときは、目的を果して帰るまでの間、駅使が保管するのであろう、としている。

なお、当時の駅制は、唐の制度を参考にして定められたものではあるが、駅鈴は、日本独自の創案によるものである。

(古代の交通・鎌倉時代の交通・日本交通史論等を参考にした)。

特殊な形態の駅通を採る

法制上幻の施設「休泊所・出張所」(中)

前「第六号(上)」においては、標題に関して規定に抵触する問題点を取上げたが、本項では具体的に、現地における軌道対象施設としての休泊所・出張所について記述することにした。

(一) 休泊所について

1. 平取休泊所

平取休泊所は、下記のとおり休泊所という名称で駅通所が開設され、かつ、取扱人も正規に任命され、告示されたものである。道内で、明治年代以降、休泊所と唱えた駅通所は、同所以外には設置された記録はない。

さて、この平取休泊所は、本来、平取駅通所という名称でよかつたものであるのに、あえて、休泊所と唱えるに至った経緯を考えてみると、同所の歴史にあると認められる。

まず考えられることは、①同所は、江戸時代に、通行困難な斜里山道越えの旅人の休泊のために設けられたが、明治二十八年九月に至ってこれが駅通所に昇格した。従来から、一般に休泊所との呼称で通っていたことから、昇格時にもこれを踏襲した。②元来、同所の業務は、宿泊・休憩のみで離立業務は行っておらず、その後、所在の留返所と釧川の両駅通に依存して、昇格後も変化はなかった。③昇格の手続時、道庁担当者は、右の「①」「②」の事実から、つい、旧態のまま休泊所と記述し、そのまま決議発令され、告示に及んだものではあるまいか。いずれにしても、現在に至っては真贋を亂す史料が発見されず、筆者の推理の域を出ないが、当たらずとも遠からずであると思われる。

なお、駅通所が宿泊・休憩業務に限定して設置されることは、何ら、規定上不都合はなく、単に、離立業務を営業としていないだけのことである。この種の施設は全道的によく見受けられ特に千島列島内駅通所には多数見られるものである。しかし、平取休泊所以外はすべて「○○駅通所」と唱えているものである。しかも、平取

体泊所は前述のとおり、正規に、取扱人が発令されており、駅通所設置条件を満たしているものである。

(二) 出張所について

1. 出張所として申請認可され、かつ、北海道庁告示をもって発布されているものが全道に、次のとおりある。

- ア 網走支庁管内 一か所(遠軽)
 - イ 釧路国支庁管内 二か所(大曲毛・ピリカネツプ)
 - ウ 留萌支庁管内 一か所(オボクオマナイ)
 - エ 日高支庁管内 一か所(山道沢)
 - オ 十勝支庁管内 二か所(飯ノ下・忠類)
- 計 七か所

2. 出張所として申請認可されたが、駅通所と唱えているもの。

空知支庁管内 一か所(岩見沢)

明治年代以降、右「1・2」項合わせて八か所の出張所が設置されているが、岩見沢は、他の七か所とは形態がやや違っている。同所は、本橋末尾に詳述のとおり開設されたが、本来、出張所は親・駅通所の付属機関として設置されるものと思われるのに、独立した形で開設され、また告示に当たって駅通所として認可されたのか、あるいは申請どおり出張所として開設されたのか、やや疑問が残るが、恐らく、数年間は空知太駅通所の出張所として存在し、駅通取扱人に杉野高五郎が任命されたと同時に昇格したものと認められる。詳しくは下記「一九」に記述する。

なお、出張所が後年昇格せず、出張所のまま廃止を理

えたものに付いては道庁から改めて告示発布の措置はとられていない。そのため廃止年月は不明のまま現在に至っている。また、開設告示のさい出張所の営業種目が明示されていないため明らかでないが、おおむね、宿泊(休館を含む)のみで、離立業務は営業していないものである。

しかし、山道沢・岩見沢については人足・馬匹を配備しているのので、離立業務をも営業していたものと認められる。

従って、右、両出張所は、経営者がそれぞれ親・駅通所に居住して、出張所側は、不在地的なものとなっているだけで、独立した駅通所と同様の営業形態となっている。

以下、具体的に個々の体泊所・出張所について、その位置・運行状況等を検討するが、開設・廃止の年月は、実際の営業開始又は廃止の年月で、告示年月ではないので、もし、これらを含めて、詳細を知りたい向きは申し出らねたい。

記

駅通所名	開設年月	廃止年月	取	扱
網走	昭和八・九	昭和一六・二〇	取	扱
釧路	昭和九	昭和一六	取	扱
留萌	昭和九	昭和一六	取	扱
日高	昭和九	昭和一六	取	扱
十勝	昭和九	昭和一六	取	扱
空知	昭和九	昭和一六	取	扱

体泊所という名の駅通所といえる。体泊所といつても

正式に駅通所として告示されたものである。従って、公式には、越川駅通所に所属しておらず独立した駅通所であり歴代の取扱人も正規の駅通取扱人として扱われている。あえて、休泊所の名称を付する理由は認められない。

ただ、営業種目は、宿泊・休憩のみで、人足・駅馬は配備されておらず、創立業務は指定されていない。従って、越川・留辺新間の四里一町三十三間の人馬創立では、越川と留辺新の両駅通所に依存している。

両駅通所間は、距離的にはそれほど遠距離ではないが、全区間急坂の山中であり、かつ、人煙稀れな森林地帯である。そのため、網走支庁刊「拓殖叢書」には、「大正十二年以降、利用者はとんどなく、収入皆無であり取扱人平田久右エ門辞職後は出願者なく、昭和九年九月をもって廃止した。」とある。

なお、同休泊所は、「斜里郡斜里村字平取」に所在し、越川へ二里、留辺新へ二里一町の中間地点にある。

斜里○……越川○……平取△……留辺新○……糸織別○

注 ○は駅通所

△は休泊所・出張所を示す、(以下同じ)

(二) 下生田原駅通所遠軽出張所

駅通所	在り	開設年月	廃止年月	取扱人	住所は昭和十九年下生田原を
下生田原及留辺新	大正四・四	大正二二・一〇	有田実成	安田と改称	
出張所	在り	開設年月	廃止年月	備	考
遠	昭和初期	正二二・九			

親・駅通所の下生田原は、大正四年四月、假定県道中央道路沿いの野上から移転したもので、移転後も取扱人

は引き続き角谷栄政が勤務した。

遠軽出張所の開設は、下生田原が野上から移転の直後に行われたものと思われ、下生田原と同時に開設したとの資料もあるが明らかでない。遠軽出張所は、宿泊・休憩のみ営業していたが、大正十二年十月、駅通所に昇格と同時に創立業務をも引き継ぎ、これと同時に、下生田原は廃止された。

遠軽は、中央道路と枝別方面への分岐点に当たる交通上の要点にあり、下生田原からの近隣駅通所への距離は、イタタラへ二里十四町十七間、滝ノ下へ六里二十町、湯別へ七里二十町である。

湯別○……遠軽△……下生田原○……イタタラ○
 社名河○、滝ノ下○

◎ 史料寄贈お礼

- オホーツクへの道 秋葉 実氏
- 中央道路開削と駅通
- 北海道れきけん 森川 隆氏
- 雄鷹駅通の存在(新聞) 武本 雄嗣氏
- 旧島松駅通所保存報告書 遠藤 龍敏氏

発行年月日 平成九年十一月一日

頒布 無料

発行者 ○○五札幌市南区川沿四条五丁目

史学研究会代表 宇川 隆 謹

三〇の一